

平成21年10月30日

各 位

広島県信用組合
理事長 吉田 貞之

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら当組合元職員が、在職中においてお客さまのご預金を着服、流用するという不祥事件が発覚いたしました。

社会的・公共的な役割を担い、お客さまからの信頼と信用を求められる金融機関として、かかる事件が発生しましたことを、理事長以下全役職員が深く反省するとともに、被害を受けられたお客さまをはじめ、日頃よりご支援とご愛顧を賜っておりますお取引先の皆さま、組合員の皆さま、地域の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当組合の元職員が在職中に、お客さまから定期預金預入のためにお預かりした現金を着服・流用していたことが、平成21年9月7日に判明いたしました。

(1) 事故者 当組合元支店長代理（外務担当）（男性、48歳）

(2) 事故の金額 被害額 18,313千円 （お客さま数 8先）
（累計額 38,291千円） （お客さま数 12先）

(3) 概要

平成16年3月から平成21年9月7日の間、落合橋支店、五日市支店において、お客さまからお預かりした現金や定期預金など解約のご依頼を受け、お客さまにお返しすべき現金を着服・流用し、その補填を目的として、同様の手口を繰り返していました。

2. お客さまへの対応

被害を受けられたお客さまに対しては、事実関係をご説明し、深くお詫び申し上げるとともに、被害金額の全額の弁済を行い、正常なお取引に復帰しております。

3. 関係機関等への届出

既に関係当局に届出・通報いたしております。

4. 関係者の処分

事故者につきましては、平成21年10月22日付で懲戒解雇処分といたしました。また、理事長他役員および監督者等の関係者につきましても、厳正な処分を行いました。

なお、被害金額の全額は事故者の親族から弁済され、お客さま並びに当組合に実質的な被害が発生していないことから、事故者に対する刑事告訴は行わないこととしました。

5. 再発防止と今後の対応

当組合では、今回の事件を真摯に受け止め、全役職員に対する法令等遵守意識の徹底と内部管理態勢の強化を図るなど、徹底した再発防止策を策定し、再発防止に努め、お客さまからの信頼回復に向け、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

総務部 若狭・武市

電話 (082) 249-2111